

環境・社会リスクを管理する取組み

I リスクガバナンス向上を目指して

サステナブル・ファイナンスの実践にあたり、取り組むべき環境・社会課題の拡がりや重要性はますます大きくなっています。投融資先やプロジェクト関連の取引に対する投融資の判断に、環境・社会リスクの評価・検討が欠かせなくなります。当金庫では、環境・社会リスク管理（ESRM）態勢のもと、投融資フロントにおける環境・社会リスクの評価・判断に加え、リスク管理部門による牽制機能や経営による意思決定が必要な場合のエスカレーションの枠組みを構築しています。今後、ESRM運用の高度化に段階的に取り組み、統合的リスク管理との一体的な運用を目指します。

担当者の声



統合リスク管理部

大森 啓介

ESRMは投融資セクター方針や赤道原則、ESGインテグレーション等の取組みを通じて、当金庫のサステナブル・ファイナンスを後押しするものですが、同時に運用やビジネス機会の確保、調達面まで含めて当金庫の事業全体に影響を与えるものと考えています。

近年、世界情勢が変化し環境・社会課題が拡大していくなかで、慎重な検討を要する案件が増えていると感じています。このため、投融資セクター方針の追加・見直しを適切に実施するとともに、2021年に導入したエスカレーションの枠組みも活用しながら組織的な対応を行っています。今後は、ESGインテグレーション等を通じ環境・社会リスク要素の既存の信用リスク管理への組入れに取組み、ESRMのさらなる高度化を進めていきます。

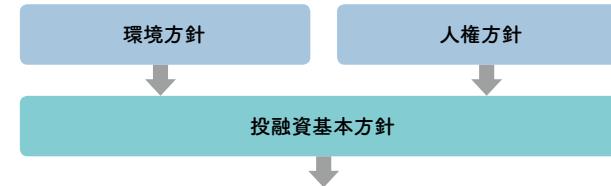
II 農林中央金庫のESRMの具体的な取組み

当金庫は、2019年、環境・社会課題解決に向けた基本方針として、「環境方針」「人権方針」を制定しました。これらの方針に基づき、環境・社会に対して重大な負の影響を与える可能性が高いと認識されるテーマおよびセクターに関しては、プライオリティーに応じ適切なリスク管理を行っています。

●投融資セクター方針

当金庫では、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性がある事業への投融資における環境・社会配慮の取組方針を定めています。今後も、環境・社会課題への取組みをめぐる国内外の動向や当金庫を取り巻くステークホルダーからの期待・目線を踏まえ、必要に応じて方針の見直しに取り組みます(詳細はP39)。

投融資における環境・社会への配慮にかかる取組方針



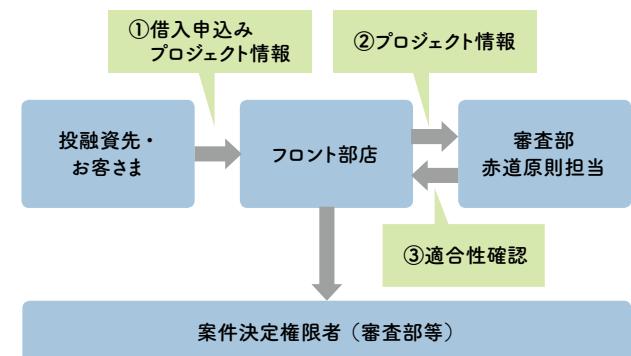
	セクター横断的な項目	特定セクターにかかる項目
投融資を禁止する事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユネスコ指定の世界遺産へ負の影響を及ぼす事業 ■ ラムサール条約指定湿地へ負の影響を及ぼす事業 ■ 児童労働、強制労働を行っている事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ クラスター弾製造セクター
投融資に際して特に留意が必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護価値の高い地域へ負の影響を及ぼす事業 ■ 先住民族の地域社会へ負の影響を及ぼす事業 ■ 非自発的住民移転につながる土地収用を伴う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石炭火力発電セクター ■ 石炭採掘セクター ■ パーム油セクター ■ 森林セクター ■ 非人道兵器セクター ■ 石油・ガスセクター

●リスク管理におけるESGインテグレーション

リスク管理部門は、当金庫の投融資における環境・社会リスク評価実施によるリスク管理機能に加え、フロント部門が取り組むESGインテグレーションを第2線の立場で支える役割を担います。

●赤道原則

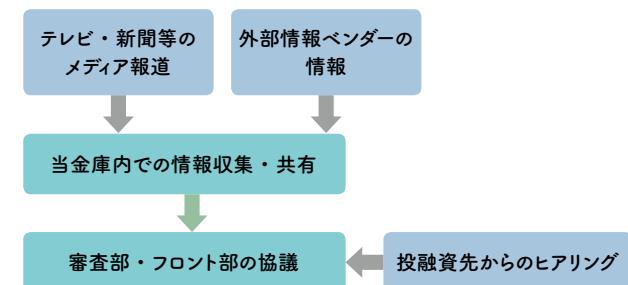
赤道原則への適合性を確認し、誓約条項の遵守状況を確認(モニタリング)します。



●環境・社会インシデント対応

投融資先における環境・社会インシデント情報*の定期的なモニタリングを通じて、環境・社会リスクに起因する評判リスク・信用リスク回避のための対応を行います。

* 環境・社会に深刻な影響が懸念される企業行動・事業活動や関連する事象



投融資における環境・社会への配慮にかかる取組方針

1. 本方針の位置付け

本方針は、環境課題の解決や人権尊重にかかる当金庫の基本方針である「環境方針」「人権方針」に基づき、当金庫の投融資における環境・社会への配慮に関する取組方針を定めるものです。

2. 本方針の対象取引

本方針は、当金庫がお客さまに対して行う全ての投融資に適用します。

3. 本方針内容

当金庫は、環境・社会に対する影響の重大性や性質を考慮のうえ、以下のとおり、「投融資を禁止する事業」および「投融資に際して特に留意が必要な事業」を定め、それぞれ「セクター横断的な項目」と「特定セクターにかかる項目」に分けて本方針内容を整理しています。当金庫は「投融資を禁止する事業」への投融資は行いません。「投融資に際して特に留意が必要な事業」への投融資検討時には、お客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認し、必要に応じて当金庫経営レベルでの協議を経て、慎重に投融資判断を行います。

① 投融資を禁止する事業

A. セクター横断的な項目

以下に該当する事業は、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性が高いことから、投融資を行いません。

- ユネスコ指定の世界遺産へ負の影響を及ぼす事業
- ラムサール条約指定湿地へ負の影響を及ぼす事業
- 児童労働・強制労働を行っている事業

B. 特定セクターにかかる項目

(A) クラスター弾製造

クラスター弾は、一般市民に甚大な被害を与えており、非人道的な武器として国際社会から認知されています。かかる認識のもと、クラスター弾製造企業に対する投融資は行いません。

② 投融資に際して特に留意が必要な事業

A. セクター横断的な項目

以下に該当する事業は、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性があることから、投融資を検討する際は、お客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認し、慎重に投融資判断を行います。

- 保護価値の高い地域(IUCNカテゴリーⅢ～Ⅳ)へ負の影響を及ぼす事業
- 先住民族の地域社会へ負の影響を及ぼす事業
- 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業

B. 特定セクターにかかる項目

(A) 石炭火力発電

石炭火力発電は、発電に際して、他の発電方式に比べて温室効果ガスを多く排出する等により、環境・社会に負の影響を与えるリスクがあります。かかる認識のもと、新規の石炭火力発電所への投融資は、災害等非常事態に対応を要する場合を除き、原則として行いません。なお、温室効果ガスの排出削減につながる二酸化炭素回収・貯留技術(CCS)など、脱炭素社会への移行に貢献する技術・取組みについては引き続き支援します。

(B) 石炭採掘

石炭採掘については、低炭素社会への移行に伴う石炭の座礁資産化リスクが想定されるほか、適切に管理されない場合、炭鉱事故による労働災害の発生、採鉱くずによる水系(河川および海洋)の汚染、生態系の破壊等、環境・社会に負の影響をおよぼしうるリスクがあります。また、先住民やコミュニティの権利侵害や健康問題への影響、強制労働・児童労働といった人権問題への配慮等が重要となることを認識しております。かかる認識のもと、石炭採掘事業を行うお客さまへの投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。また、石炭採掘方法のうち、自然環境への負荷が大きいMountain Top Removal

(MTR:山頂除去採掘)方式(露天掘りの一種)で行う米国ア巴拉チア地域での石炭採掘プロジェクトへの投融資は行いません。加えて、一般炭の石炭採掘プロジェクトへの投融資は行いません。

(C) パーム油

パーム油は、ショコレート、マーガリン、スナック菓子、石鹼などの多様な消費財に利用され、人々の生活に欠かせない重要な原料となっています。その一方で、パームヤシのプランテーション開発に伴い、先住民の土地権を巡る紛争問題や泥炭地の開発、熱帯雨林の伐採・野焼きによる森林火災および煙害(ヘイズ)、生物多様性の毀損などの環境問題のほか、児童労働や低賃金労働といった人権問題が起こり得ることを認識しています。かかる認識のもと、パーム油生産のためのプランテーション・搾油事業を行うお客さまへの投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。また、上記のパーム油事業に対して投融資を行う際には、お客さまに対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil)の認証取得を確認します。認証未取得の場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(D) 森林

森林は、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化の緩和に重要な役割を果たすとともに、生物多様性の保全に寄与する貴重な資源です。森林破壊はあらゆる環境に対して多大な影響を及ぼします。かかる認識のもと、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認し、環境保全への貢献に寄与することを目指します。また、森林伐採事業を新興国において行うお客さまに投融資を行う際には、お客さまに対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、国際的に認められている認証(FSC(Forest Stewardship Council)、PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification))の取得を確認します。認証未取得の場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(E) 非人道兵器

民間人に無差別かつ甚大な影響を与える核兵器、生物・化学兵器、対人地雷は、クラスター弾と同様に人道上無視できないリスクを抱えていると国際社会から認知されています。かかる認識のもと、核兵器、生物・化学兵器、対人地雷の製造を資金使途とする投融資は行いません。

(F) 石油・ガス

石油・ガス採掘やパイプライン敷設は、石油・ガス流出事故による海洋・河川の汚染ならびに先住民族やコミュニティの権利の侵害等により、環境・社会に負の影響を与えるリスクがあります。特に、北極圏(北緯66度33分以北の地域)での石油・ガス採掘事業は、生態系破壊や石油・ガス流出事故による海洋汚染リスクが懸念される他、希少生物の保護や先住民族の生活に配慮が必要な地域における事業であります。また、オイルサンドの生産時には大量の温水や蒸気の利用に伴い温室効果ガスが発生すること、シェールオイル・ガス開発では水圧破碎法(フランチャーリング)の使用による大量的水利用、化学物質の注入に伴う地下水の汚染等、開発に伴う環境負荷が大きく、先住民族やコミュニティの権利の侵害等のリスクがあることを認識しています。かかる認識のもと、石油・ガス採掘やパイプライン敷設事業を対象にした投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認した上で重大な負の影響を回避するよう適切な投融資の判断を行います。

4. 本方針の見直し

当金庫は、本方針の運用状況と環境・社会課題への取組みをめぐる国内外の動向を踏まえ、本方針内容の適切性および十分性について、経営会議等で定期的にレビューを行い、必要に応じて本方針の見直しと運用の高度化を図ります。

5. 教育研修

当金庫では、役職員の環境・社会課題にかかる知識向上や、「環境方針」「人権方針」および本方針の理解深耕を目的として、全役職員を対象とする教育研修を継続的に実施するとともに、役職員が本方針に関連する規程・手続を遵守することを周知徹底しています。

6. ステークホルダー・コミュニケーション

当金庫は、本方針で取扱う環境・社会課題を含む、サステナブルに関する多様なテーマについて、ステークホルダーと継続的に対話を実施しています。こうした取組みは、当金庫が対応すべき環境・社会課題の適時適切な把握に寄与し、本方針をより実効性の高い内容とするための見直しを検討する際に役立つと考えています。